

令和 2 年 5 月 7 日

第 1 回 大垣市議会臨時会議案

目

次

- 議第 4 8 号 令和 2 年度大垣市一般会計補正予算（第 1 号）
- 議第 4 9 号 令和 2 年度大垣市国民健康保険事業会計補正予算（第 1 号）
- 議第 5 0 号 大垣市国民健康保険条例等の一部改正について
- 議第 5 1 号 大垣市手数料徴収条例の一部改正について
- 議第 5 2 号 大垣市非常勤消防団員等損害補償条例の一部改正について
- 議第 5 3 号 新市まちづくり計画の変更について
- 報第 4 号 専決処分の報告並びにその承認について

議第48号

令和2年度大垣市一般会計補正予算（第1号）

令和2年度大垣市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,755,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77,115,500千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（一時借入金の補正）

第2条 一時借入金の借入れの最高額に16,200,000千円を追加し、一時借入金の借入れの最高額を31,200,000千円とする。

令和2年5月7日提出

大垣市長 小川 敏

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		6,592,658	16,553,000	23,145,658
	2. 国庫補助金	833,234	16,553,000	17,386,234
16. 県支出金		5,545,242	95,000	5,640,242
	2. 県補助金	2,693,523	95,000	2,788,523
20. 繰越金		900,000	107,500	1,007,500
	1. 繰越金	900,000	107,500	1,007,500
歳入合計		60,360,000	16,755,500	77,115,500

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		7,087,340	16,335,000	23,422,340
	1. 総務管理費	5,328,750	16,335,000	21,663,750
3. 民生費		22,006,270	218,000	22,224,270
	3. 児童福祉費	10,116,340	218,000	10,334,340
4. 衛生費		3,949,490	2,500	3,951,990
	1. 保健衛生費	1,544,030	2,500	1,546,530
7. 商工費		2,181,460	200,000	2,381,460
	1. 商工費	2,149,060	200,000	2,349,060
歳出合計		60,360,000	16,755,500	77,115,500

令和2年度 大垣市一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 15. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 総務費国庫補助金	186,948	16,335,000	16,521,948	1. 総務管理費	16,335,000	累計 特別定額給付金支給事業費 16,335,000×10/10
2. 民生費国庫補助金	212,645	218,000	430,645	2. 児童福祉費	218,000	累計 子育て世帯臨時特別給付金支給事業費 218,000×10/10
計	833,234	16,553,000	17,386,234			

(款) 16. 県支出金

(項) 2. 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5. 商工費県補助金	20,000	95,000	115,000	1. 商工費	95,000	新型コロナウイルス感染症対策雇用調整 支援事業費 190,000×1/2
計	2,693,523	95,000	2,788,523			

(款) 20. 繰越金

(項) 1. 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 繰越金	900,000	107,500	1,007,500	1. 繰越金	107,500	
計	900,000	107,500	1,007,500			

2 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
19. 特別定額給付金支給事業費	-	16,335,000	16,335,000	国県支出金	-	1. 報酬	2,740	会計年度任用職員報酬
				16,335,000		3. 職員手当等	3,680	時間外勤務手当
				地方債		4. 共済費	510	社会保険料 460 雇用保険事業主負担 50
				-		8. 旅費	140	費用弁償
				その他		10. 需用費	2,830	消耗品費 1,280 印刷製本費 1,550
				-		11. 役務費	21,600	通信運搬費 14,800 手数料 6,800
						12. 委託料	77,300	データ入力等業務委託料 46,430 コールセンター運営委託料 19,430 特別定額給付金システム開発委託料 外 11,440
						13. 使用料及び賃借料	26,200	機械器具借上料 外
						18. 負担金補助及び交付金	16,200,000	特別定額給付金
計	5,328,750	16,335,000	21,663,750	国県支出金 16,335,000 地方債 - その他 -	-			

(款) 3. 民生費

(項) 3. 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
11. 子育て世帯 臨時特別給 付金支給事 業費	-	218,000	218,000	国県支出金	-	1. 報酬	1,210	会計年度任用職員 報酬	
				218,000		3. 職員手当 等	900	時間外勤務手当	
				地方債		-	8. 旅費	70	費用弁償
				その他		-	10. 需用費	760	消耗品費 240 印刷製本費 520
							11. 役務費	3,560	通信運搬費 2,130 手数料 1,430
							12. 委託料	2,200	子育て世帯臨時特 別給付金システム 開発委託料
							13. 使用料及 び賃借料	300	機械器具借上料
							18. 負担金補 助及び交 付金	209,000	子育て世帯臨時特 別給付金
計	10,116,340	218,000	10,334,340	国県支出金 218,000 地方債 - その他 -	-				

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
5. 母子保健費	209,360	2,500	211,860	国県支出金	2,500	10. 需用費	420	累計 2,660 消耗品費 110 印刷製本費 310
				地方債		-	11. 役務費	2,080
				その他	-			

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
計	1,544,030	2,500	1,546,530	国県支出金 - 地方債 - その他 -	2,500			

(款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 商工振興費	1,329,860	200,000	1,529,860	国県支出金 95,000 地方債 - その他 -	105,000	18. 負担金補助及び交付金	200,000	累計 364,078 雇用調整支援事業 補助金 190,000 新型コロナウイルス 感染症対策申請 手続支援事業補助 金 10,000
計	2,149,060	200,000	2,349,060	国県支出金 95,000 地方債 - その他 -	105,000			

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
補 正 後	2,385 ^人	1,144,060 ^{千円}	4,500,530 ^{千円}	3,156,680 ^{千円}	8,801,270 ^{千円}	1,671,370 ^{千円}	10,472,640 ^{千円}
補 正 前	2,378	1,140,110	4,500,530	3,152,100	8,792,740	1,670,860	10,463,600
比 較	7	3,950	0	4,580	8,530	510	9,040

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当
	補 正 後	116,660 ^{千円}	132,380 ^{千円}	45,430 ^{千円}	84,010 ^{千円}	47,680 ^{千円}	463,740 ^{千円}	6,400 ^{千円}
	補 正 前	116,660	132,380	45,430	84,010	47,680	459,160	6,400
	比 較	0	0	0	0	0	4,580	0
	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	退 職 手 当			
	補 正 後	590 ^{千円}	57,630 ^{千円}	1,752,470 ^{千円}	449,690 ^{千円}			
	補 正 前	590	57,630	1,752,470	449,690			
	比 較	0	0	0	0			

議第 4 9 号

令和 2 年度大垣市国民健康保険事業会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度大垣市の国民健康保険事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3, 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 4, 8 0 3, 0 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 5 月 7 日提出

大垣市長 小 川 敏

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 県 支 出 金		10,499,830	3,000	10,502,830
	1. 県 補 助 金	10,499,830	3,000	10,502,830
歳 入 合 計		14,800,000	3,000	14,803,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 保 険 給 付 費		10,425,420	3,000	10,428,420
	6. 傷 病 手 当 金	-	3,000	3,000
歳 出 合 計		14,800,000	3,000	14,803,000

令和2年度 大垣市国民健康保険事業会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳 入

(款) 4. 県支出金

(項) 1. 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 保険給付費 等交付金	10,454,830	3,000	10,457,830	1. 保険給付費 等交付金	3,000	特別交付金
計	10,499,830	3,000	10,502,830			

2 歳 出

(款) 2. 保険給付費

(項) 6. 傷病手当金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 傷病手当金	-	3,000	3,000	保険料 - 国県支出金 3,000 繰入金 - その他 -	18. 負担金補 助及び交 付金	3,000	
計	-	3,000	3,000	保険料 - 国県支出金 3,000 繰入金 - その他 -			

議第50号

大垣市国民健康保険条例等の一部改正について

大垣市国民健康保険条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年5月7日 提出

大垣市長 小川 敏

大垣市国民健康保険条例等の一部を改正する条例

(大垣市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 大垣市国民健康保険条例(昭和35年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第26条第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長が適当であると認めるときは、納期限までに申請書を提出することを要しない。

附則に次の見出し及び6項を加える。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

9 給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

10 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

1 1 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

1 2 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、附則第10項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

1 3 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けすることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

1 4 前項の規定により本市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

(大垣市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第2条 大垣市後期高齢者医療に関する条例(平成20年条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する事務)

第3条 第2条各号に掲げるもののほか、本市は、広域連合条例附則第15条の適用を受ける新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付及びこれに付随する事務を行うものとする。

(大垣市介護保険条例の一部改正)

第3条 大垣市介護保険条例(平成12年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長が適当であると認めるときは、納期限又は特別徴収対象年金給付の支払の日までにこれらの書類を提出することを要しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(大垣市国民健康保険条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の大垣市国民健康保険条例第26条第2項ただし書の規定は、令和2年2月1日以後に納期限が到来する保険料について適用する。
- 3 第1条の規定による改正後の大垣市国民健康保険条例附則第9項から第14項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。
(大垣市介護保険条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 第3条の規定による改正後の大垣市介護保険条例第13条第2項ただし書の規定は、令和2年2月1日以後に納期限又は特別徴収対象年金給付の支払の日が到来する保険料について適用する。

議第 5 1 号

大垣市手数料徴収条例の一部改正について

大垣市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年 5 月 7 日 提出

大垣市長 小 川 敏

大垣市手数料徴収条例の一部を改正する条例

大垣市手数料徴収条例（平成 1 2 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 5 の部中 1 4 の項を削り、1 5 の項を 1 4 の項とし、1 6 の項を 1 5 の項とし、1 7 の項を 1 6 の項とする。

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 1 6 号）附則第 1 条第 6 号の政令で定める日から施行する。

議第52号

大垣市非常勤消防団員等損害補償条例の一部改正について

大垣市非常勤消防団員等損害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年5月7日 提出

大垣市長 小川 敏

大垣市非常勤消防団員等損害補償条例の一部を改正する条例

大垣市非常勤消防団員等損害補償条例（昭和32年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「日に」を「日（以下「事故発生日」という。）に」に改め、同項第2号中「8,800円」を「8,900円」に改め、同条第3項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附則第2条の4第5項第2号及び第6項並びに第3条第7項第2号及び第8項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表中「12,400円」を「12,440円」に、「13,300円」を「13,320円」に、「10,600円」を「10,670円」に、「11,500円」を「11,550円」に、「8,800円」を「8,900円」に、「9,700円」を「9,790円」に改め、同表備考第1号中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日」及び「当該事故又は疾病が発生した日」を「事故発生日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第5条第2項及び別表の規定は、令和2年4月1日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議第53号

新市まちづくり計画の変更について

旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第5条第7項の規定に基づき、新市まちづくり計画（平成17年2月21日制定）を別冊のとおり変更するものとする。

令和2年5月7日 提出

大垣市長 小 川 敏

報第4号

専決処分の報告並びにその承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求めるものとする。

令和2年5月7日 提出

大垣市長 小川 敏

専第3号

大垣市税条例等の一部改正について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、大垣市税条例等の一部改正について、次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日 専決

大垣市長 小川 敏

大垣市税条例等の一部を改正する条例

（大垣市税条例の一部改正）

第1条 大垣市税条例（昭和25年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第28条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第28条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第32条の11第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第36条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第36条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「によって」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に

改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第36条の2第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第36条の3の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第55条の4の次に次の1条を加える。

（現所有者の申告）

第55条の5 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登録又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第56条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第78条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第80条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第80条第1項中「第78条第2項」を「第78条第3項」に改める。

第132条第6項中「第36条第6項」を「第36条第7項」に改める。

第151条第2項中「第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項」を「第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項」に改める。

附則第6条第1項中「平成33年度」を「令和6年度」に改める。

附則第8条中「又は法」を「又は」に改める。

附則第8条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を削り、同条第7項中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第8項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第9項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第10項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第8項とし、同項の次に次の1項を加える。

9 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第8条の2第11項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第12

項とし、同条第14項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項を削り、同条第16項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第17項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第18項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第16項とし、同項の次に次の1項を加える。

17 法附則第15条第47項（固定資産税に関する部分に限る。）に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第8条の2第19項を同条第18項とする。

附則第10条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第11条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第13条の3を削る。

附則第13条の4（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同条を附則第13条の3とする。

附則第13条の5（見出しを含む。）中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同条を附則第13条の4とし、同条の次に次の1条を加える。

（法附則第15条第47項の条例で定める割合）

第13条の5 法附則第15条第47項（都市計画税に関する部分に限る。）に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第14条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第15条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第16条中「、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」を「から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項」に、「第34項」を「第33項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第17条第1項中「又は法」を「又は」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第23条の2第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和5年度」に改める。

(大垣市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 大垣市税条例等の一部を改正する条例（令和元年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、大垣市税条例第17条第1項第2号の改正規定を削る。

附則第1条第3号を次のように改める。

(3) 削除

附則第1条第4号中「(前号に掲げる改正規定を除く。)」を削る。

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の大垣市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第28条の3の2第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

3 新条例第28条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第28条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税に

ついて適用し、令和２年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 新条例第３６条第５項の規定は、令和３年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例第５５条の５の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。
- 5 平成３０年４月１日から令和２年３月３１日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和２５年法律第２２６号。次項及び第７項並びに次条第２項において「旧法」という。）附則第１５条第２項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成３０年４月１日から令和２年３月３１日までの間に新たに取得された旧法附則第１５条第３３項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 7 平成２８年４月１日から令和２年３月３１日までの間に新たに取得された旧法附則第１５条第４０項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

- 第４条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和２年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 2 平成２８年４月１日から令和２年３月３１日までの間に新たに取得された旧法附則第１５条第４０項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
 - 3 施行日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和２年法律第 号）の施行の日の前日までの間における新条例附則第１６条の規定の適用については、同条中「、第４７項若しくは第４８項」とあるのは、「若しくは第４７項」とする。